

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、トラック運転手として勤務していたが、平成〇年に交通事故を起こして以降、古ベルトの切断、草刈り等の構内作業員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、C会社構内の元請会社D会社E事業所の資材置場において、積み上げてあった一番上のベルトロール（重さ約100kg）を取ろうとしたところ、踏み台が壊れ、そのはずみでベルトロールが落下し、その下敷きとなり受傷したという。

請求人は、同月〇日、F病院に受診したが、確定診断名は得られず、後日、「右上肢末梢神経障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、請求人は、同年〇月〇日、G病院に受診し、「頸椎捻挫」と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として、重さ約100kgのベルトロールを高さ約180cmのところから下ろそうとした際に受傷したもので、審査官の決定には、災害発生状況に関し事実誤認がある旨主張している。

(2) 請求人の上記主張を踏まえた上で、当審査会として、本件一件記録を精査したところ、以下のとおりである。

ア 災害発生状況について

災害発生状況に係る請求人の申述等は、平成〇年〇月〇日付け状況報告書（以下「報告書1」という。）、同年〇年〇月〇日付け状況報告書（以下「報告書2」という。）、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の療養補償給付たる療養の給付請求書（以下「請求書」という。）及び同年〇月〇日作成の聴取書にみられる。

そこで、落下したベルトロールが請求人の身体のどの部分に当たったのか、換言すれば、請求人が、落下してきたベルトロールによって身体のどの部分を受傷したのかについて、上記報告書等における請求人の申述等を具体的にみると、報告書1においては、「ベルトロールと地面に腰を挟んだ」として腰部を受傷したことを示唆している。報告書2においては、「落ちてきたベルトロールの下敷きになった。」とあるのみで具体的な受傷部位は不明であるが、

添付された写真では、臀部がパレットに着いた状態で、胸部から下にベルトロールがのしかかる状況が見て取れる。一方、請求書においては、「古ベルトが落下して、頭に当たり身体全体に当たり下敷きになってしまった。」と、まず頭、次いで身体全体に当たったとし、さらに、平成〇年〇月〇日作成の聴取書においては、「古ベルトロール側面がヘルメットにあたり、私の右腕側に倒れてきて、右肩、右腕をぶつけました。」と述べ、ヘルメットをした頭部に当たった後、右肩、右腕に当たったとしている。

このうち、報告書1に記載された災害発生状況について、Hは、自身が請求人から聞いていたことをまとめたものを土台に、請求人と擦り合わせをして作成した旨述べているところ、報告書1に記載された災害発生状況は、同報告書作成時における請求人の申述内容を反映したものとみるのが妥当である。そうすると、請求人の申述等に基づく受傷部位は、腰部、体幹から頭部及び右上肢に変化しており、一貫性を欠くものといわざるを得ない。

また、Hが、報告書2について、請求人の主張を全面的に取り入れて作成したもので、請求人は、このときになって初めてベルトロールの高さが1m80cmあったとか、棒を使って引っ張ったとか、荷崩れが起きたなどと言ってきた旨述べていることを併せ勘案するに、請求人の申述内容は不自然に変遷しており、当審査会としても、本件疾病発症の原因たる災害発生状況は不明といわざるを得ないと判断する。

なお、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、災害発生当日午後〇時頃、ベルトロール置き場へ行ったとのHの申述は、事業場に都合の良いように偽証したものである旨主張する。しかしながら、請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、災害発生当日の午後、Hと一緒にベルトロールを2本降ろし、切断の作業は一人で行って、午後〇時に帰宅した旨述べていることから、請求代理人の当該主張は採用することができない。

イ 医学的所見について

I 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日の初診時の症状及び請求人の主訴を「右肘以遠のしびれ、右腕脱力感」としつつ、頚椎MR I上、神経圧迫所見なく、右上肢末梢神経障害の発症原因は不明である旨述べ、他方、平成〇年〇月頃、内科受診時に手のしびれの訴えがあったとしている。

また、J 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F 病院の診療録、平成〇年〇月〇日の頸椎、頸髄MR I 像から明らかな外傷の関与による右上肢のしびれは考え難い旨述べている。

このように、I 医師、J 医師共に頸椎MR I 上異常所見はないとし、さらに、J 医師は、上記意見書において、請求人の右上肢のしびれは外傷によるものとは考え難い旨明確に述べ、ベルトロールが落下して受傷したことによる右上肢のしびれの発現を否定している。

上記アのとおり、本件疾病発症の原因たる災害発生状況は不明といわざるを得ないところ、仮に請求人が後から主張するように、落下してきたベルトロールが頭部、右肩部及び右上肢に当たり、当該部を受傷したとの災害発生の態様が事実と認められたとしても、受傷時痛みはなく、3 日目に痛みだしてしびれも出たため、F 病院に受診したという経過を勘案すると、いずれにしても受傷の程度はごく軽微なものであったと推認される。併せて、F 病院の診療録を精査するも、請求人の右上肢のしびれがベルトロールの落下に伴う外傷に起因して発症したことを示す客観的な根拠は認められないことを踏まえるに、当審査会としては、右上肢のしびれは外傷によるものとは考え難い旨の J 医師の意見は妥当であって、請求人に発現した右上肢のしびれ等の末梢神経障害は外傷によるものとは認められないと判断する。

ウ 上記ア及びイのとおり、本件疾病発症の原因たる災害発生状況は不明であり、仮に、請求人が後から主張する災害発生の態様が事実と認められたとしても、当該外傷によって右上肢のしびれ等の末梢神経障害が生じたものと判断することはできず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

エ 請求人及び請求代理人は、事業場においてパワハラがあったこと等縷々主張するが、上記結論を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。